

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1節 課税標準及び税率	第1節 課税標準及び税率
(少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲) 3の3－1 法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。 (1) 同条第1項に規定する「輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が10万円以下の輸入貨物」とは、次の場合をいう。 イ 1輸入申告に係る貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として關税を課する貨物にあっては、法第4条から <u>第4条の9</u> までの規定に準じて算出された価格）（以下本項において「課税価格」という。）の合計額が10万円以下のもの ただし、1仕入書に係る輸入貨物を分割して輸入申告を行う場合は、当該仕入書に係るすべての貨物の課税価格を合計した額とする。 ロ及びハ （省略） (2) （省略）	(少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲) 3の3－1 法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。 (1) 同条第1項に規定する「輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が10万円以下の輸入貨物」とは、次の場合をいう。 イ 1輸入申告に係る貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として關税を課する貨物にあっては、法第4条から <u>第4条の8</u> までの規定に準じて算出された価格）（以下本項において「課税価格」という。）の合計額が10万円以下のもの ただし、1仕入書に係る輸入貨物を分割して輸入申告を行う場合は、当該仕入書に係るすべての貨物の課税価格を合計した額とする。 ロ及びハ （同左） (2) （同左）
第2節 課税価格の決定	第2節 課税価格の決定
(課税価格の決定方法の適用順序) <u>4～4の4－1 法第4条から第4条の4までの規定は、輸入貨物の課税価格の計算方法を規定したものであり、これらの規定の適用の順序は、これらの規定が規定されている順による。</u> <u>なお、法第4条の2の規定を適用する場合において、同種の貨物に係る取引価格と類似の貨物に係る取引価格との双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格に基づき課税価格を計算し、また、法第4条の3の規定を適用する場合において、同条第1項の規定により計算する場合における国内販売価格及び同条第2項の規定により計算する場合における製造原価の双方を確認できる場合であって、輸入者が製造原価に基づく課税価格の計算を希望する旨を申し出たときは、同項の規定を同条第1項の規定に優先して適用し課税価格を計算することとなる。</u>	(課税価格の決定方法の適用順序等) <u>4～4の8－1 法第4条から第4条の8まで((課税価格の決定方法))の適用順序等は、次のとおりである。</u> <u>(1) 法第4条から第4条の4まで((課税価格の決定の原則、同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定、国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))は、輸入貨物の課税価格の計算方法を具体的に規定したものであり、各条の適用順序は、当該各条の順による。</u> <u>なお、法第4条の2((同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定))を適用する場合において、同種の貨物に係る取引価格と類似の貨物に係る取引価格の双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格が優先し、また、法第4条の3((国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定))を適用する場合において、輸入者が要請するときは、同条第2項((製造原価に基づく課税価格の決定))の規定は、同条第1項((国内販売価格に基づく課税価格の決定))の規定に優先して適用するこ</u>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(課税価格を計算する場合における事実認定)</p> <p><u>4～4の9－1 法第4条から第4条の9までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項の認定は、輸入者等の説明及び納税申告に係る添付書類の形式的記載内容のみに基づくのではなく、提出された当該輸入貨物に係る契約書等の内容が真的の取引実態を反映したものか否かについて確認する等、当該輸入貨物に関する取引に関し判明した個別的な事実を総合的に考慮して行うものとする。</u></p>	<p><u>ととなる。</u></p> <p>(2) <u>法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定))及び法第4条の6((航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例))は、法第4条から第4条の4までの規定により課税価格を計算する場合において、輸入貨物がこれらの条に規定する変質若しくは損傷に係る貨物、航空運送貨物又は輸入者等の個人的な使用に供される貨物であるときは、これらの条に規定する調整を行って当該貨物の課税価格を計算することを規定したものである。</u></p> <p>(3) <u>法第4条の7((価格の換算に用いる外国為替相場))及び法第4条の8((政令への委任))は、それぞれ、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算に用いる外国為替相場及び課税価格の計算に関して必要な事項についての政令への委任について規定したものである。</u></p> <p><u>(一般的に認められている会計原則の使用等)</u></p> <p><u>4～4の8－2 法第4条から第4条の8までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>法第4条から第4条の8までの規定により輸入貨物の課税価格を計算するに当たっては、適用条項に関連する国(又は地域)において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。したがって、例えば、法第4条の3第1項第1号に規定する「通常の利潤及び一般経費」の計算に当たっては、本邦において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用し、また、法第4条の3第2項に規定する「通常の利潤及び一般経費」の計算に当たっては、輸入貨物の生産国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。また、法第4条第1項第3号ロ((課税価格に含まれる工具等に要する費用))に規定する工具等であって本邦において生産されたものの額の計算に当たっては、本邦において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。</u></p> <p>(2) <u>法第4条から第4条の8までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、その前提となる事実の認定は、真実の契約関係に基づいて行うものとする。なお、真実の契約関係は、一義的には輸入者により提出された資料を使用して判断するものとするが、当該資料が真実</u></p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入取引、買手及び売手の意義及び取扱い)</p> <p>4－1 法第4条第1項に規定する「輸入取引」、「買手」及び「売手」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。以下同じ。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。以下(3)において同じ。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。</p> <p>したがって、現実に貨物が本邦に到着することとなった取引が売買以外のものである場合には、当該貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当し、法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなる（後記4－1の2（課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物）(1)参照）。</p> <p>(2) 貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引（売買以外の取引を含む。）が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となる。</p> <p>例えば、次のような場合には、それぞれに定めるものが「輸入取引」となる。</p> <p>イ 外国の1の居住者（以下ハまでにおいて「甲」という。）と本邦の1の居住者（以下ハまでにおいて「乙」という。）との間で貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結された後、乙と本邦の乙以外の1の居住者（以下ロまでにおいて「丙」という。）との間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、乙の指示により、当該貨物が甲から丙へ向けて輸出され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、乙と丙との間の売買</p>	<p>の契約関係を正確に示していることについて疑義がある場合には、当該疑義の内容を当該輸入者に対して説明のうえ補足説明及び追加資料の提出を求めるものとし、当該補足説明及び追加資料並びにその他の客観的な資料に示されている個別的な事情を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p>(輸入取引の意義及び取扱い)</p> <p>4－1 法第4条((課税価格の決定の原則))に規定する「輸入取引」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「輸入取引」とは、現実に貨物が輸入されることとなった取引であって、当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買をいう。</p> <p>したがって、現実に貨物が輸入されることとなった取引が当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買以外のものである場合には、当該貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当し、法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなる（後記4－1の2（課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物）(1)参照）。ただし、加工貿易による逆委託加工貿易取引により外国において加工された貨物が当該逆委託加工貿易取引により現実に輸入されることとなった場合には、加工貿易を対価として委託者（買手）と受託者（売手）との間で当該貨物の売買が行われたものとみなし、当該逆委託加工貿易取引を輸入取引として取り扱うものとする。</p> <p>(2) 貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の売買が行われている次のような場合は、それぞれ以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ 貨物を外国から本邦へ引き取る目的で複数の売買が行われた場合には、現実に当該貨物が輸入されることとなった売買が輸入取引となる。</p> <p>例えば、次のような場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(1) 外国の卸売業者と本邦の居住者（以下(イ)において「甲」という。）との間で貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的とした売買契約が締結された後、甲と本邦の甲以外の居住者（以下(イ)において「乙」という。）との間で当該貨物の売買契約が締結され、甲の指示により、当該貨物が当該卸売業者から本邦の乙へ向けて輸出さ</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>が輸入取引となる。</p> <p>ロ 甲と乙との間で貨物を本邦に到着させることを目的として締結された売買契約に基づいて外国から本邦へ向けて貨物が輸出された後、本邦への運送途上において、乙と丙との間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することになった売買」であることから、乙と丙との間の売買が輸入取引となる。</p> <p>ハ 甲と乙との間で貨物を本邦に到着させることを目的として締結された売買契約に基づいて当該貨物が本邦に到着した場合であって、当該貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売されて輸入されるときは、甲と乙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することになった売買」であることから、甲と乙との間の売買が輸入取引となる。</p> <p>(3) 輸入取引における「買手」とは、本邦に拠点を有する者であって、当該拠点において実質的に自己の計算と危険負担の下に売手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいい、輸入取引における「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に買手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいう。具体的には、買手及び売手は、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とする。</p> <p>例えば、外国法人の本邦事務所が名目上輸入貨物の買手とされている場合であっても、当該事務所が実質的に当該外国法人の計算と危険負担の下に当該輸入貨物の売買をしているような場合には、当該事務所は輸入取引における「買手」とはならないので留意する。</p> <p>(課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物)</p> <p>4-1の2 法第4条第1項の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物は、次に掲げる貨物である。</p> <p>(1) 輸入取引によらない輸入貨物 例えば、次に掲げる貨物がこれに該当する。 イ～ハ (省略)</p>	<p>れ、乙により輸入された場合は、当該貨物は甲と乙との間の売買により現実に輸入されることになったものであることから、甲と乙との間の売買が輸入取引となる。</p> <p>(ロ) 外国の卸売業者と本邦の居住者との間で貨物を当該外国から本邦へ引き取ることを目的とした売買契約が締結された後、当該契約を履行するために当該卸売業者と当該外国又は第三国の生産者との間で当該貨物の売買契約が締結され、当該生産者から本邦の居住者に向けて輸出された当該貨物が当該本邦の居住者により輸入された場合は、当該貨物は当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買により現実に輸入されることになったものであることから、当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買が輸入取引となる。</p> <p>(ハ) 売買に基づいて外国から本邦又は第三国へ向けて輸出された貨物が、本邦又は当該第三国への運送途上において、当該売買の買手と本邦の第三者との間で本邦へ引き取ることを目的として売買契約が締結され、当該第三者により本邦に輸入された場合は、当該貨物は当該第三者を買手とする売買により現実に輸入されることになったものであることから、当該第三者を買手とする売買が輸入取引となる。</p> <p>ロ 外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買に基づいて本邦へ到着した貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売されて輸入される場合には、当該転売は国内取引とし、現実に当該貨物を本邦へ到着させた売買を輸入取引とする。</p> <p>(課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物)</p> <p>4-1の2 法第4条の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物は、次に掲げる貨物である。</p> <p>(1) 輸入取引によらない輸入貨物 例えば、次に掲げる貨物がこれに該当する。 イ～ハ (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) 売手の代理人により輸入される貨物であっても、売手と買手との間で締結された売買契約を履行するために輸入される貨物は輸入取引による輸入貨物に該当することとなるので留意する。</p> <p>ニ～ト (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 課税価格への疑義が解明されない貨物 例えば、輸入貨物の課税価格を計算する場合において、<u>当該計算の基礎となる額その他の事項</u>を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加書類の提出によっても当該疑義が解明されないものや、<u>補足説明及び追加書類の提出がされなかつた貨物</u>で法第4条第1項に規定する「現実に支払われた又は支払われるべき価格」等を確認できないものが、これに該当する。 なお、課税価格への疑義が解明されない貨物に該当するとして法第4条第1項の規定により課税価格の計算ができないと判断した場合には、当該判断及びその理由を輸入者に対して説明するものとする。</p> <p>(現実支払価格の意義及び取扱い)</p> <p>4-2 法第4条第1項に規定する「現実に支払われた又は支払われるべき価格」(以下「現実支払価格」という。)の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 現実支払価格とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。この場合において「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」とは、輸入貨物の生産及び当該輸入貨物に係る取引(当該輸入取引以外の取引を含む。)に関する契約の内容及び実態、当該輸入貨物に係る取引に関与する者が当該取引</p>	<p>(注) 売手の代理人により輸入される貨物であっても、売手と買手との間で締結された売買契約を履行するために輸入される貨物は輸入取引による輸入貨物に該当し、法第4条の規定により課税価格を計算するものとする。</p> <p>ニ～ト (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 課税価格への疑義が解明されない貨物 例えば、輸入貨物の課税価格を計算する場合において、<u>事実を証明するもの</u>として提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加書類の提出によっても当該疑義が解明されないもの、又は<u>補足説明及び追加書類の提出がされなかつたものが、これに該当する。</u></p> <p>なお、課税価格への疑義が解明されない貨物に該当するとして法第4条の規定により課税価格の計算ができないと判断した場合には、当該判断及びその理由を輸入者に対して説明するものとする。</p> <p>(売手、買手及び現実支払価格の意義及び取扱い)</p> <p>4-2 法第4条第1項(課税価格の決定の原則)に規定する「売手」、「買手」及び「現実に支払われた又は支払われるべき価格」(以下「現実支払価格」という。)の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) <u>輸入取引における売手及び買手とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいう。具体的には、売手及び買手は自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等を取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する。</u></p> <p>(2) <u>令第1条の4において「当該輸入貨物につき、買手により売手に対して又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額(買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。)」と規定する現実支払価格とは、買手が売手に対して又は買手が売手の負っている債務を弁済するために第三者に対して、輸入取引の条件として現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は、必ずしも金銭の移転によるものであるこ</u></p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情をいう（以下同じ。）。</p> <p>(2) 令第1条の4各号に掲げる現実支払価格に含まれない費用等の取扱いは、次による。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 令第1条の4第3号に規定する「関税その他の<u>公課</u>」は、その性質上その額を明らかにすることから、現実支払価格に含まれることはない。</p> <p>(3) 現実支払価格は、輸入貨物の輸入取引に係る仕入書又はこれに代わる書類（以下「仕入書」という。）であって、当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合には、当該仕入書に表示された金額（以下「仕入書価格」という。）に基づき認定するものとするが、例えば、次のような場合には、現実支払価格と仕入書価格とが一致しないこととなるので留意する。</p> <p>イ 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、<u>当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて割増金、契約料等が当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われる場合</u>（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等を加えた価格である。）</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(4) 及び(5)（省略）</p> <p>（別払金等がある場合の現実支払価格の算出）</p> <p>4－2の2 輸入貨物の輸入取引に係る仕入書価格と現実支払価格が一致しないこととなる場合の取扱いは、前記4－2(3)によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、<u>当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払</u>（以下「別払金」という。）がある場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に別払金を加えた価格である。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p> <p>（輸入貨物に係る検査費用の取扱い）</p>	<p>とを要しない。なお、令第1条の4各号((現実支払価格に含まれない費用等))に掲げるその額が明らかである費用等は現実支払価格に含まれないが、同条各号の規定に関する用語の意義及び取扱いは、次による。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 令第1条の4第3号に規定する「関税その他の<u>課徴金</u>」は、その性質上その額を明らかにすることから、現実支払価格に含まれることはない。</p> <p>(3) 現実支払価格は、輸入貨物の輸入取引に係る仕入書又はこれに代わる書類（以下「仕入書」という。）であって、当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合には、当該仕入書に表示された金額（以下「仕入書価格」という。）に基づき認定するものとするが、例えば、次のような場合には、現実支払価格と仕入書価格とが一致しないこととなるので留意する。</p> <p>イ 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて<u>当該輸入貨物の輸入取引の条件として割増金、契約料等が支払われる場合</u>（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等を加えた価格である。）</p> <p>ロ～ホ（同左）</p> <p>(4) 及び(5)（同左）</p> <p>（別払金等がある場合の現実支払価格の算出）</p> <p>4－2の2 輸入貨物の輸入取引に係る仕入書価格と現実支払価格が一致しないこととなる場合の取扱いは、前記4－2(3)によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、<u>当該輸入貨物の輸入取引の条件として買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払</u>（以下「別払金」という。）がある場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に別払金を加えた価格である。</p> <p>(2)～(4)（同左）</p> <p>（輸入貨物に係る検査費用の取扱い）</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4-2の3 輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いは、(1)から(3)までによる。</p> <p>この場合において「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいう。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p style="margin-left: 40px;">(輸入貨物に係る保証費用の取扱い)</p> <p>4-2の4 輸入貨物に係る保証費用の取扱いは、(1)から(4)までによる。</p> <p>この場合において「保証」とは、当事者間で合意された所定の条件を満たす場合に行われる対象貨物に係る瑕疵の是正（修繕、取替え又はそれらに要した費用の補填）をいい、いわゆるワランティ（Warranty）又はギャランティ（Guarantee）と称されるものがこれに該当する。なお、輸入貨物が輸入された後、当該輸入貨物に係る保証の履行として当該輸入貨物の買手に対して交換部品等が外国から無償で提供される場合、当該部品等は輸入取引により輸入される貨物には該当せず、当該部品等の課税価格は法第4条の2以下の規定により計算する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 売手と買手との間で輸入貨物の輸入取引に係る契約とは別に、売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行する契約を締結し、買手が売手に対して当該輸入貨物の代金と当該保証の費用を各々支払う場合において、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、売手が買手に対して当該輸入貨物の輸入取引をするために当該保証契約の締結を義務付けているときは、当該費用は現実支払価格に含まれる。</p> <p>(4) (省略)</p> <p style="margin-left: 40px;">(輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課の意義)</p> <p>4-6 法第4条第1項に規定する「輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課」とは、輸出国において輸入貨物について課せられるべき関税、内国税その他の租税及び課徴金であつて、輸出国の法令の規定によつて、当該輸入貨物の輸出を条件として軽減（免除を含む。）又は払戻しをされるものをいう。</p>	<p>4-2の3 輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いは次による。</p> <p>この場合において「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいう。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p style="margin-left: 40px;">(輸入貨物に係る保証費用の取扱い)</p> <p>4-2の4 輸入貨物に係る保証費用の取扱いは次による。</p> <p>この場合において「保証」とは、当事者間で合意された所定の条件を満たす場合に行われる対象貨物に係る瑕疵の是正（修繕、取替え又はそれらに要した費用の補填）をいい、いわゆるワランティ（Warranty）又はギャランティ（Guarantee）と称されるものがこれに該当する。なお、輸入貨物が輸入された後、当該輸入貨物に係る保証の履行として当該輸入貨物の買手に対して交換部品等が外国から無償で提供される場合、当該部品等は輸入取引により輸入される貨物には該当せず、当該部品等の課税価格は法第4条の2以下の規定により計算する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 売手と買手との間で輸入貨物の輸入取引に係る契約とは別に、売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行する契約を締結し、買手が売手に対して当該輸入貨物の代金と当該保証の費用を各々支払う場合、<u>売手が買手に対して当該輸入取引の条件として当該保証契約の締結を義務付けているときは、当該費用は現実支払価格に含まれる。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p style="margin-left: 40px;">(輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の課徴金の意義)</p> <p>4-6 法第4条第1項に規定する「輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の課徴金」とは、輸出国において課せられるべき関税、内国消費税その他の課徴金であつて、輸出国の法令の規定によつて、当該貨物の輸出を条件として軽減（免除を含む。）又は払戻しをされるものをいう。</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(現実支払価格への運賃等の加算)</p> <p>4-7 法第4条第1項の規定に基づき、現実支払価格に同項各号に掲げる運賃等の額を加算する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 複数の輸入貨物に係る同項各号に掲げる運賃等が一括して支払われる場合には、<u>当該運賃等を個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、当該輸入貨物の課税価格に算入するものとする。ただし、次に掲げる費用等の額の加算について輸入者から希望する旨の申し出があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することとして差し支えない。</u></p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 同項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる費用等であって、個々の輸入貨物への<u>按分</u>が困難と認められるもの</p> <p>なお、本規定は、別払金がある場合において前記4-2の2の規定により現実支払価格を算出するとき及び法第4条第1項の規定により課税価格を計算する方法以外の方法によって課税価格を計算する場合についても準用する。</p> <p>(課税価格に含まれる仲介料その他の手数料)</p> <p>4-9 法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料（<u>買付けに</u>関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに<u>関し</u>当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料（以下「買付手数料」という。）」以外のものは、課税価格に算入する。</p> <p>(2) 仲介料その他の手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における</p>	<p>なお、一般には、このような関税その他の課徴金は仕入書価格に含まれていないので、実務上、課税価格の調査に際しては、原則として、これらに関する調査は必要ないので留意する。</p> <p>(現実支払価格への運賃等の加算)</p> <p>4-7 法第4条第1項の規定に基づき、現実支払価格に同項各号に掲げる運賃等の額を加算する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 複数の輸入貨物に係る同項各号に掲げる運賃等が一括して支払われる場合には、<u>原則として、個々の輸入貨物に</u>関連する額をあん分して当該輸入貨物の課税価格に算入する。ただし、次に掲げる費用等の額の加算について輸入者から<u>要請</u>があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することとして差し支えない。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 同項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる費用等であって、個々の輸入貨物への<u>あん分</u>が困難と認められるもの</p> <p>なお、本規定は、別払金がある場合において前記4-2の2の規定により現実支払価格を算出するとき及び法第4条第1項の規定により課税価格を計算する方法以外の方法によって課税価格を計算する場合についても準用する。</p> <p>(課税価格に含まれる仲介料その他の手数料)</p> <p>4-9 法第4条第1項第2号イ《課税価格に含まれる仲介手数料その他の手数料》に規定する「仲介料その他の手数料（<u>買付手数料</u>を除く。）」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「仲介料その他の手数料」のうち、「<u>買付手数料</u>」以外のものは、課税価格に算入する。</p> <p>(2) 「仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）」とは、輸入取引の売</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、下記(3)により買付手数料に該当する手数料を除く次のような手数料は、課税価格に算入することとなる。</p> <p>(注) 当該手数料の額は、通常、当該業務の内容に応じ当該輸入取引の額（輸入貨物代金）に対する百分率として約定されることに留意する。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>(3) 買付手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には、イからハまでによる。</p> <p>(注) 買付手数料は、通常、貨物代金とは別に支払われること、また、その額は、通常、手数料を受領する者が輸入貨物の買付けに関し買手を代理して行う業務の内容に応じ当該輸入貨物代金に対する百分率として約定されることに留意する。</p> <p>イ 手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること この場合において、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により(1)から(2)までのよう業務を行う者をいう。ただし、当該手数料を受領する者が一の輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は買付手数料には該当せず、課税価格に算入する手数料となる。</p> <p>(注) 当該手数料を受領する者が売手又は売手と特殊関係にある者と</p>	<p>手と買手との間にあって、これらの者のために当該輸入取引の成立及び履行のための業務を行う者に対する手数料（下記(3)に該当するものを除く。）をいい、次のような手数料は、これに該当する。</p> <p>(注) 当該手数料の額は、通常、当該業務の内容に応じ当該輸入取引の額（輸入貨物代金）に対する百分率として約定されることに留意する。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 輸入取引に関連して売手以外の者に対して買手が支払う手数料</p> <p>(注) 当該手数料が「仲介料その他の手数料（買付手数料を除く。）」に該当するか否かの判断は、コンサルタント・フィ、情報提供手数料等の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとする。</p> <p>(3) 「買付手数料」とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、その認定は、当該手数料の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には、次による。</p> <p>(注) 買付手数料は、通常、貨物代金とは別に支払われること、また、その額は、通常、手数料を受領する者が輸入貨物の購入に関し買手に代わり行う業務の内容に応じ当該輸入貨物代金に対する百分率として約定されることに留意する。</p> <p>イ 手数料を受領する者が「買手に代わり業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること この場合において、「買手に代わり業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により次のような業務を行う者をいう。</p> <p>(注) 当該手数料を受領する者が売手又は売手と特殊関係にある者と</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特殊関係にある場合には、売手の計算と危険負担の下で活動している可能性が高いことに留意する。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>ロ 手数料を受領する者が<u>買付け</u>に関し買手を代理して当該買付けに係る<u>業務</u>を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること</p> <p>ハ (省略)</p> <p>なお、手数料を受領する者が、上記イに掲げるような輸入貨物の<u>買付け</u>に関し買手を代理して行う<u>当該買付けに係る業務</u>に加えてその他の役務（例えば、当該輸入貨物を工場から輸出港又は輸出場所へ輸送することについて手配するのではなく、自ら貨物を輸送する等）を提供し、当該役務の対価を含む手数料を買手が支払う場合、当該手数料の総額を買付手数料に該当するものとして取り扱うことはできない。ただし、当該手数料のうち、輸入貨物の<u>買付け</u>に関し買手を代理して行う<u>買付けに係る業務</u>の対価に相当する額を買手が証明した場合は、<u>当該相当する額は買付手数料に該当するものとして取り扱うものとする</u>。</p>	<p>特殊関係にある場合には、売手の計算と危険負担の下で活動している可能性が高いことに留意する。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>ロ 手数料を受領する者が「<u>輸入貨物の購入</u>に関し買手に代わり業務」を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること</p> <p>ハ (同左)</p> <p>なお、手数料を受領する者が、上記イに掲げるような輸入貨物の<u>購入</u>に関し買手に代わり行う<u>通常の業務</u>に加えてその他の役務（例えば、当該輸入貨物を工場から輸出港又は輸出場所へ輸送することについて手配するのではなく、自ら貨物を輸送する等）を提供し、当該役務の対価を含む手数料を買手が支払う場合、当該手数料の総額を買付手数料に該当するものとして取り扱うことはできない。ただし、当該手数料のうち、<u>輸入貨物の購入</u>に関し買手に代わり行う<u>通常の業務</u>の対価であることを買手が証明した額は、買付手数料に該当するものとして取り扱うものとする。</p>
<p>(課税価格に含まれる物品又は役務に要する費用)</p> <p>4-1-2 法第4条第1項第3号の費用に関する取扱いについては、次による。</p> <p>(1) <u>法第4条第1項第3号イに規定する「材料、部分品又はこれらに類するもの</u>には、商標ラベル、商品ラベル等（我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている品質表示が併せて表示されているものを含む。）を含むものとする。ただし、食品衛生法に基づく品名、原産国、原材料等の表示ラベル、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品に対する品質、洗濯ラベル等我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されているラベルは含まないものとし、<u>当該ラベルに要する費用の額は課税価格に算入しないものとする</u>。</p> <p>(2) <u>法第4条第1項第3号ロに規定する「工具、鋳型又はこれらに類するもの</u>には、機械、設備、金型、ダイス等を含むものとする。</p> <p>(3) <u>法第4条第1項第3号ハに規定する「当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品</u>には、燃料、触媒等を含むものとする。</p> <p>(4) <u>法第4条第1項第3号ニに規定する「技術、設計その他当該輸入貨物</u></p>	<p>(課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用)</p> <p>4-1-2 法第4条第1項第3号に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「<u>材料、部分品又はこれらに類するもの</u>」には、商標ラベル、商品ラベル等（我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている品質表示が併せて表示されているものを含む。）を含むものとする。ただし、食品衛生法に基づく品名、原産国、原材料等の表示ラベル、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品に対する品質、洗濯ラベル等我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されているラベルは除く。</p> <p>(2) 「<u>工具、鋳型又はこれらに類するもの</u>」には、機械、設備、金型、ダイス等を含むものとする。</p> <p>(3) 「<u>当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品</u>」には、燃料、触媒等を含むものとする。</p> <p>(4) 「<u>技術、設計その他当該輸入貨物の生産</u>に関する役務で政令で定める</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の生産に関する役務で政令で定めるもの」(以下、この項において「技術等」という。)とは、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたものをいい(令第1条の5第3項)、例えば、次のような場合がこれに該当する。</p> <p>この場合において、「本邦以外において開発された」とは、実際の作成が、本邦以外の場所で行われたことをいい、当該技術等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問わないので留意する。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>(5) 令第1条の5第2項第2号に規定する「当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用」及び同条第4項第2号に規定する「当該買手が当該役務の提供を受けるために通常要する費用」とは、一般的な競争的条件の下に輸入貨物の買手が当該物品又は当該技術等を購入又は賃借をするとした場合に、その購入又は賃借のために通常必要とされる費用をいう。例えば、買手が自己と特殊関係にある者から、当該特殊関係による影響を受けた価格により当該物品を購入するような場合には、一般的な競争的条件の下に買手が当該物品を購入していないことから、当該価格に基づく費用を「通常要する費用」とすることはできない。</p> <p>(6) 次のような場合には、各々に定める方法により法第4条第1項第3号の費用の額を計算するものとする。</p> <p>イ 買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含む費用の総額とする。</p> <p>ロ 買手により提供された物品を生産するために他の物品又は役務(本邦において開発されたものを含む。)が使用された場合において、買手(輸入貨物の国内販売先等を含む。)が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該他の物品又は役務の費用を含む費用の総額とする。</p> <p>ハ 買手により提供された物品又は技術等を賃借した場合には、賃借料を基に上記(5)の「通常要する費用」の額を計算するものとする。なお、技術等の権利が消滅状態にある場合には、当該技術等に係る資料の写し等を入手するための費用の額によるものとする。</p> <p>二 買手が物品を取得する又は技術等の提供を受けるために要した費用(買手が自己の代理人に対し支払う手数料等)の額は、令第1条の5</p>	<p>もの」(以下、この項において「技術等」という。)とは、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたものをいい(令第1条の5第2項)、例えば、次のような場合がこれに該当する。</p> <p>この場合において、「本邦以外において開発された」とは、実際の作成が、本邦以外の場所で行われたことをいい、当該技術等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問わないので留意する。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>(5) 同号に掲げる物品及び技術等に要する費用の額は、次に定めるところによる。</p> <p>イ 同号イからハまでに掲げる物品に要する費用の額は、買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合には、当該物品の当該買手による取得価格によるものとし、買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合には、当該物品の生産費によるものとするが、当該物品が輸入貨物の生産のために提供される前に使用されたものである場合には、当初の取得価格又は生産費は、その使用度に応じて減額するものとする。</p> <p>なお、次のような場合には、各々に定める方法により費用の額を計算するものとする。</p> <p>(1) 買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含む費用の総額とする。</p> <p>(ロ) 買手により提供された同号ロに掲げる物品(工具等)を使用して輸入貨物の生産が行われた場合において、生産された貨物のうち一部を買手が輸入し、残余を生産国で販売し又は第三国へ輸出しているときは、工具等の費用の総額を本邦輸入分と生産国での販売分等にあん分した額とする。</p> <p>(ハ) 買手により提供された物品の生産のために他の物品又は役務(本邦において開発されたものを含む。)が使用された場合において、買手が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該他の物品又は役務の費用を含む費用の総額とする。</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2項第2号及び同条第4項第2号に定める「通常要する費用」の額に含めるものとする。</p> <p>ホ 買手が物品又は技術等を携帯して輸出し提供した場合等であって、当該提供に要した「運賃、保険料その他の費用」の額が明らかでないときは、通常必要とされる運賃、保険料その他費用の額により算出するものとする。</p>	<p>ロ 同号ニに掲げる技術等に要する費用の額は、買手が当該技術等を自己と特殊関係にない者から購入し又は貸借した場合には、当該技術等の購入費又は貸借料の額によるものとし、買手が当該技術等を自己と特殊関係にある開発者から購入若しくは貸借し又は買手が自らこれを開発した場合には、当該技術等の開発費によるものとする。なお、その権利が消滅状態にある技術等については、当該技術等に係る資料の写しを入手するための費用の額によるものとする。</p> <p>ハ 買手が上記イの物品を取得するため又は上記ロの技術等を購入、貸借若しくは入手するために要した費用（買手が自己の代理人に対し支払う手数料等）の額は、上記イに規定する取得価格又は上記ロに規定する費用の額に含めるものとする。</p> <p>ニ 買手が上記イの物品又は上記ロの技術等を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額は、上記イ又はロに規定する費用の額に含めるものとする。</p> <p>なお、買手が携帯して輸出した場合等で当該負担した費用等の額が明確でない場合は、通常必要とされる費用等の額により算出するものとする。</p>
(課税価格に含まれる特許権等の対価)	(課税価格に含まれる特許権等の対価)
4-13 法第4条第1項第4号に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。	4-13 法第4条第1項第4号《課税価格に含まれる特許権等の対価》に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 特許権等の使用に伴う対価は、「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」である場合には、当該輸入貨物の課税価格に算入する。	(2) 特許権等の使用に伴う対価は、「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件として、買手により直接又は間接に支払われるもの」である場合には、当該輸入貨物の課税価格に算入する。
(3) (省略)	(3) (同左)
(4) 「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいい、その判断は、当該輸入貨物に係る売買契約やライセンス契約の内容だけではな	(4) 「輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により支払われるもの」とは、買手が当該輸入貨物を売手から購入（輸入取引）するために支払うことを要する対価をいう。例えば、次のような対価が「輸入取引の条件」として支払われる場合があることに留意する。

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>く、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行うものとし、例えば次のような対価をこれに該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 輸入貨物に係る特許権者等が売手の親会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価</p> <p>(注) 上記への場合には、輸入貨物に係る特許権者等と売手とが親子関係以外の特殊関係にある場合においても該当する可能性が高いことに留意する。</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) <u>輸入貨物に係る取引の状況</u>その他の事情からみて、買手により支払われた当該輸入貨物を本邦において領布し又は再販売するための権利を得するための対価は、当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものでないときは、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。</p> <p>(7) 輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価を課税価格に算入する場合の具体的な計算は、次による。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(特殊関係の意義)</p> <p>4-18 法第4条第2項第4号に規定する「特殊関係」とは、同号に規定する「一方の者と他方の者」とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつている」場合における当該一方の者と他方の者の関係のほか、令第1条の8に定める関係をいうが、これらの規定に関する用語の意義は、次による。なお、同条に規定する者には、法人を含むものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)</p> <p>4の2-1 法第4条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p>	<p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 輸入貨物に係る特許権者等が売手と特殊関係にある場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価</p> <p>ニ～ヘ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 輸入貨物を本邦において領布し又は再販売するための権利を取得するための対価は、当該輸入貨物の輸入取引の条件となつていないときは、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。</p> <p>(7) 輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価で、当該輸入貨物の輸入取引の条件として支払われるものを課税価格に算入する場合の具体的な計算は、次による。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(特殊関係の意義)</p> <p>4-18 法第4条第2項第4号に規定する「特殊関係」とは、同号に規定する「売手と買手」とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつている」場合における当該売手と買手との関係のほか、令第1条の8((特殊関係の範囲))に定める関係をいうが、これらの規定に関する用語の意義は、次による。なお、同条に規定する者には、法人を含むものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)</p> <p>4の2-1 法第4条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p>

## 新旧対照表

## 【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) 「同種の貨物」とは、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点で輸入貨物と同一である貨物（外見上微細な差異があっても他の点で同一であるものを含む。）をいい、輸入者又は使用目的に係る差異は問わない。ただし、本邦で開発されたために法第4条第1項第3号ニの規定に基づくその費用の加算が行われなかった技術、設計、考案、工芸又は意匠を使用し又は取り入れた貨物を除く。	(1) 「同種の貨物」とは、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点で輸入貨物と同一である貨物（外見上微細な差異があっても他の点で同一であるものを含む。）をいい、輸入者又は使用目的に係る差異は問わない。ただし、本邦で開発されたために法第4条第1項第3号ニ( <u>課税価格に含まれる役務に要する費用</u> )の規定に基づくその費用の加算が行われなかった技術、設計、考案、工芸又は意匠を使用し又は取り入れた貨物を除く。
(2)～(4) (省略)	(2)～(4) (同左)
(5) 法第4条の2を適用する場合における同種の貨物に係る取引価格及び類似の貨物に係る取引価格の適用に関する優先順位については、次による。 イ (省略) ロ 輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格と他の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格の双方があるときは、前者が優先し、類似の貨物に係る取引価格についても同様である（令第1条の10第1項）。 ハ 上記イ及びロによっても、なお競合する同種又は類似の貨物に係る取引価格が <u>2</u> 以上あるときは、それらの取引価格のうち、最小のものが優先する（令第1条の10第2項）。	(5) 法第4条の2を適用する場合における同種の貨物に係る取引価格及び類似の貨物に係る取引価格の適用に関する優先順位については、次による。 イ (同左) ロ 輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格と他の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格の双方があるときは、前者が優先し、類似の貨物に係る取引価格についても同様である（令第1条の9第1項）。 ハ 上記イ及びロによっても、なお競合する同種又は類似の貨物に係る取引価格が <u>2</u> 以上あるときは、それらの取引価格のうち、最小のものが優先する（令第1条の9第2項）。
(6) 法第4条の2に規定する「調整」は、令第1条の10第3項において準用する令第1条の6第2項の定めるところによる。なお、輸入貨物に係る輸入取引と当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る輸入取引との間に、取引段階又は取引数量に係る差異がある場合であっても、これらの貨物の価格表又は取引実績等の資料に基づき、当該差異が価格に影響を及ぼしていないと認められるときは、当該調整は要しない。	(6) 法第4条の2に規定する「調整」は、令第1条の9第3項( <u>調整に関する規定の準用</u> )において準用する令第1条の6第2項の定めるところによる。なお、輸入貨物に係る輸入取引と当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る輸入取引との間に、取引段階又は取引数量に係る差異がある場合であっても、これらの貨物の価格表又は取引実績等の資料に基づき、当該差異が価格に影響を及ぼしていないと認められるときは、当該調整は要しない。
(国内販売価格に基づく課税価格の決定)	(国内販売価格に基づく課税価格の決定)
4の3－1 法第4条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。	4の3－1 法第4条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。
(1) 「国内販売価格」とは、国内における最初の取引段階における販売に係る単価に基づいて計算された価格（ただし、法第4条第1項第3号イからニまでに掲げる物品又は役務を無償で又は値引きをして直接又は間	(1) 「国内販売価格」とは、国内における最初の取引段階における販売に係る単価に基づいて計算された価格（ただし、法第4条第1項第3号イからニまでに掲げる物品又は役務を無償で又は値引きをして直接又は間

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>接に提供した者に対する販売価格及び特殊関係者間の取引に係る販売価格を除く。)をいうが、この場合において、当該販売が<u>2</u>以上あり、その単価が異なるときは、当該異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売に係る単価に基づいて計算された価格によることとなっている（令第1条の11第2項）。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>(3)「課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内」とは、「課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する日」とし、これによることができないときは、「当該課税物件確定の時の属する日後<u>九十</u>日以内の最も早い日」とするが（令第1条の11第1項）、この場合における「近接する日」とは、おおむね、当該課税物件確定の時の属する日の前後1月以内の日をいうものとし、「最も早い日」とは、当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物がこれらの貨物の単価を確定するに足りる数量で国内において販売されるに至った日をいう。</p> <p>(4)及び(5)（省略）</p> <p>(6)法第4条の3第1項第1号の規定により計算する場合における当該輸入貨物の国内販売価格又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格の適用に関する優先順位については、次による。</p> <p>イ～ニ（省略）</p> <p>(7)法第4条の3第1項第2号の規定は、輸入者から希望する旨の申し出がある場合に限り適用するが、同号の規定は、新たな加工が施されたため輸入貨物の同一性が失われた場合には、原則として、適用することができない。もっとも、同一性が失われた輸入貨物についても、新たな加工により付加された価額を過大な困難を伴うことなく正確に決定することができる場合がある。他方、輸入貨物の同一性が維持されている場合において、輸入国において販売される貨物に当該輸入貨物が微細な要素として組み込まれているにすぎないため同号に定める課税価格の計算方法を用いることが適当でない場合がある。したがって、個々の事例についてそれぞれの事情を勘案するものとする。</p> <p>（製造原価に基づく課税価格の決定）</p>	<p>接に提供した者に対する販売価格及び特殊関係者間の取引に係る販売価格を除く。)をいうが、この場合において、当該販売が<u>2</u>以上あり、その単価が異なるときは、当該異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売に係る単価に基づいて計算された価格によることとなっている（令第1条の11第2項）。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>(3)「近接する期間内」とは、「課税物件確定の時の属する日に近接する日」<u>までの期間内をいい</u>、これによることができないときは、「当該課税物件確定の時の属する日後<u>90</u>日以内の最も早い日」<u>までの期間内をい</u>うが（令第1条の10第1項）、この場合における「近接する日」とは、おおむね、当該課税物件確定の時の属する日の前後1月以内の日をいうものとし、「最も早い日」とは、当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物がこれらの貨物の単価を確定するに足りる数量で国内において販売されるに至った日をいう。</p> <p>(4)及び(5)（同左）</p> <p>(6)法第4条の3第1項第1号を適用する場合における当該輸入貨物の国内販売価格又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格の適用に関する優先順位については、次による。</p> <p>イ～ニ（同左）</p> <p>(7)法第4条の3第1項第2号（<u>加工後の国内販売価格に基づく課税価格の決定</u>）の規定は、輸入者の要請がある場合に限り適用するが、同号の規定は、新たな加工が施されたため輸入貨物の同一性が失われた場合には、原則として、適用することができない。もっとも、同一性が失われた輸入貨物についても、新たな加工により付加された価額を過大な困難を伴うことなく正確に決定することができる場合がある。他方、輸入貨物の同一性が維持されている場合において、輸入国において販売される貨物に当該輸入貨物が微細な要素として組み込まれているにすぎないため同号に定める課税価格の計算方法を用いることが適当でない場合がある。したがって、個々の事例についてそれぞれの事情を勘案するものとする。</p> <p>（製造原価に基づく課税価格の決定）</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4の3-2 法第4条の3第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「製造原価」は、生産者 <u>（法第4条の3第2項に規定する輸入貨物の生産者をいう。以下この項において同じ。）</u>により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、生産者の商業帳簿に基づくものによることとする。なお、「製造原価」の確認に当たっては、<u>外国にある者</u>に対し、商業帳簿その他の記録を検査のために提出し又は開示することを要求し又は強制しないものとする。<u>ただし、提出された資料について確認することにつき、輸入貨物の生産者が同意を与え、かつ、当該輸入貨物の生産に係る国の政府が反対しないときは、当該国において必要な確認を行うことができる</u>ので留意する。</p> <p>(2) 「製造原価」には、法第4条第1項第2号<u>ロ</u>及び<u>ハ</u>に掲げる容器及び<u>包装の費用並びに同項第3号に掲げる物品及び役務の費用</u>を含むものとし、本邦で開発された技術、設計、考案、意匠又は工芸に要する費用であっても、生産者がこれを負担した場合には、当該負担した額を含むものとする。</p> <p>(3) 及び(4) (省略)</p> <p>(5) <u>輸入者と生産者との間に仲介者、代理人等が存在する場合には、法第4条の3第2項に規定する「生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合」として取り扱わないこととなる</u>ので留意する。</p> <p>(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)</p> <p>4の4-1 令第1条の12第1号に規定する「合理的な調整」とは、例えば次に掲げる方法によるものとする。なお、これらの方法の適用順序は、前記<u>4～4の4-1</u>に定めるところに準ずるものとする。</p> <p>(1) 合理的な調整を加えることにより法第4条第1項の規定に基づき課税価格を計算する方法 例 修理委託契約により外国において修理された後に輸入される貨物につ</p>	<p>4の3-2 法第4条の3第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「製造原価」は、生産者により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、生産者の商業帳簿に基づくものによることとする。なお、「製造原価」の確認に当たっては、<u>本邦に居住していない者</u>に対し、商業帳簿その他の記録を検査のために提出し又は開示することを要求し又は強制しないものとする。なお、<u>提出された資料について確認することにつき、輸入貨物の生産者が同意を与え、かつ、当該輸入貨物の生産に係る国の政府が反対しないときは、当該国において必要な確認を行う</u>ことができるので留意する。</p> <p>(2) 「製造原価」には、法第4条第1項第2号及び第3号に規定する輸入貨物の容器及び包装の費用並びに物品及び役務の費用を含むものとし、本邦で開発された技術、設計、考案、意匠又は工芸に要する費用であっても、生産者がこれを負担した場合には、当該負担した額を含むものとする。</p> <p>(3) 及び(4) (同左)</p> <p>(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)</p> <p>4の4-1 法第4条の4((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合には、令第1条の11第1号又は第2号((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定によることとなつていて、同条第2号に規定する「税関長が定める方法」は、次に掲げる方法とする。なお、これらの方法の適用順序は、前記<u>4～4の8-1(1)</u>に定めるところに準ずるものとする。</p> <p>(1) 法第4条に規定する方法を弾力的に適用して課税価格を計算する方法 例 修理委託契約により外国において修理された後に輸入される貨物につ</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いて、修理代を対価として当該貨物の売買が委託者（買手）と受託者（売手）との間で行われたものとみなし、修理のために委託者（買手）から受託者（売手）に提供された貨物を「当該輸入貨物に組み込まれて いる材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当するものとして、課 税価格を計算する方法</p> <p>(2) <u>合理的な調整を加えることにより法第4条の2の規定に基づき課税価 格を計算する方法</u> 例 イ 「これに近接する日」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計算す る方法 ロ及びハ (省略)</p> <p>(3) <u>合理的な調整を加えることにより法第4条の3第1項の規定に基づき 課税価格を計算する方法</u> 例 イ 「性質及び形状」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計算する方 法 ロ 「これに近接する期間内」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計 算する方法</p> <p>(4) <u>(削除)</u></p>	<p>いて、修理代を対価として当該貨物の売買が委託者（買手）と受託者（売手）との間で行われたものとみなし、修理のために委託者（買手）から受託者（売手）に提供された貨物を「当該輸入貨物に組み込まれて いる材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当するものと解釈し て、課税価格を計算する方法</p> <p>(2) 法第4条の2に規定する方法を弾力的に適用して課税価格を計算する 方法 例 イ 「これに近接する日」を弾力的に解釈して、課税価格を計算する方 法 ロ及びハ (同左)</p> <p>(3) 法第4条の3第1項に規定する方法を弾力的に適用して課税価格を計 算する方法 例 イ 「性質及び形状」を弾力的に解釈して、課税価格を計算する方法 ロ 「これに近接する期間内」を弾力的に解釈して、課税価格を計算す る方法</p> <p>(4) <u>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの 1994 年の関税 及び貿易に関する一般協定第7条及び 1994 年の関税及び貿易に関する 一般協定（GATT）第7条の実施に関する協定（以下「関税評価協定 」といふ。）の規定に適合する方法として税関長が適当と認める課税価 格の決定方法</u> <u>(注) 次に掲げる方法は関税評価協定第7条2において禁じられてい る。</u> イ <u>本邦において生産された貨物の本邦における販売価格に基づいて課 税価格を計算する方法</u> ロ <u>特定の2の価格のうちいずれか大きい方の価格を課税価格とする方 法</u> ハ <u>輸出国の国内市場における貨物の価格に基づいて課税価格を計算す る方法</u> ニ <u>同種の貨物又は類似の貨物について法第4条の3第2項の規定によ り計算された積算価格以外の積算価格に基づいて課税価格を計算する</u></p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(税関長が定める方法による課税価格の決定)</p> <p><u>4の4-2 令第1条の12第2号に規定する「税関長が定める方法」とは、税関長が本邦において入手できる資料（輸入者から提出される資料を含むものとするが、税関長がその真実性及び正確性について疑義を有する資料を除く。）に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものをいう。</u></p> <p><u>例えれば、税関長が入手できる資料に応じて、次のような方法による場合がある。</u></p> <p>(1) <u>輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦向けの販売価格に、合理的な方法により算定した当該販売価格に加えるべき費用等（例えば、法第4条第1項各号に掲げる費用等）の額を加えた価格による方法</u></p> <p>(2) <u>輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物（本邦において生産された貨物を除く。以下(3)及び(4)において同じ。）の国内における最初の取引段階以外の販売に係る価格から、資料により確認できる当該輸入貨物の本邦到着後の費用等を控除した後の価格による方法</u></p> <p>(3) <u>輸入貨物と同種又は類似の貨物の国際相場価格に、通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を加えた価格による方法</u></p> <p>(4) <u>輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦における市価から、本邦において課される関税その他の公課に係る額を控除した後の価格による方法</u>  <u>なお、次に掲げる方法は関税評価協定第7条2において禁じられている。</u></p> <p>イ <u>本邦において生産された貨物の本邦における販売価格に基づいて課税価格を計算する方法</u></p> <p>ロ <u>特定の二の価格のうちいずれか大きい方の価格を課税価格とする方法</u></p> <p>ハ <u>輸出国の国内市場における貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法</u></p>	<p>方法</p> <p>ホ <u>本邦以外の国への輸出のために販売された貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法</u></p> <p>ヘ <u>最低課税価格による方法</u></p> <p>ト <u>恣意的な又は架空の価格に基づいて課税価格を計算する方法</u></p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>三 同種の貨物又は類似の貨物について法第4条の3第2項の規定により計算された積算価格以外の積算価格に基づいて課税価格を計算する方法</p> <p>ホ 本邦以外の国への輸出のために販売された貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法</p> <p>ヘ 最低課税価格による方法</p> <p>ト 慎意的な又は架空の価格に基づいて課税価格を計算する方法</p>	
(LME 指定倉庫から引き取られるアルミ地金の課税価格の決定)	(LME 指定倉庫から引き取られるアルミ地金の課税価格の決定)
<p>4の4-3 LME（ロンドン金属取引所）指定倉庫から引き取られるアルミ地金の課税価格の計算については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>4の4-2 LME（ロンドン金属取引所）指定倉庫から引き取られるアルミ地金の課税価格の計算については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>
(変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)	(変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)
<p>4の5-1 法第4条の5の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告（等）の時までに輸入貨物に変質又は損傷があつた」とは、<u>輸入貨物の取引に関する契約等</u>において取り決められた性質、形状、数量等を基準として、輸入申告等の時までに当該輸入貨物に変質又は損傷が生じたことをいう。したがって、<u>輸入貨物の取引に関する契約等</u>が当該貨物につき一定の変質又は損傷が生じた場合をも予想して締結されているとき（例えば、損傷率が3%以下の場合には、値引きの対象とならないことを取り決めているとき）には、同条の規定の適用はないので留意する。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>4の5-1 法第4条の5の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「その輸入取引の条件からみて輸入申告（等）の時までに輸入貨物に変質又は損傷があつた」とは、<u>輸入契約</u>において取り決められた性質、形状、数量等を基準として、輸入申告等の時までに当該輸入貨物に変質又は損傷が生じたことをいう。したがって、<u>輸入契約</u>が当該貨物につき一定の変質又は損傷が生じた場合をも予想して締結されているとき（例えば、損傷率が3%以下の場合には、値引きの対象とならないことを取り決めているとき）には、同条の規定の適用はないので留意する。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
(航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例)	(航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例)
<p>4の6-1 法第4条の6第1項に規定する貨物で政令で定めることとされている貨物の範囲は、令<u>第1条の13</u>第2項に定められているが、これらの条項に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第4条の6第1項に規定する「航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」とは、航空機以外の運送手段（船舶、鉄道等）による通常の運賃及び保険料をいい、実務上の取扱いは、原則</p>	<p>4の6-1 法第4条の6第1項に規定する貨物で政令で定めることとされている貨物の範囲は、令<u>第1条の12</u>第2項に定められているが、これらの条項に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第4条の6第1項に規定する「航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」とは、航空機以外の運送手段（船舶、鉄道等）による通常の運賃及び保険料をいい、実務上の取扱いは、原則</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>として、船舶による通常の運賃及び保険料によって処理して差し支えないが、この場合においては、航空機への積込地までの陸路の運賃及び保険料と通常の船積港までの陸路の運賃及び保険料との差額の加算又は減算を必要とする場合があるので留意する（例えば、アメリカ中央部から直接本邦まで空路運送された場合には、アメリカ大陸内の陸路による運賃及び保険料とアメリカの船積港から本邦までの海路運賃及び保険料との合計額となる。）。航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料は、運賃率表及び保険料率表等の資料により輸入貨物に係る単位当たりの当該運賃及び保険料を求め、これに基づいて算出する。ただし、令<u>第1条の13</u>第2項第6号に該当する貨物については、当該貨物を運送するために当初手配されていた運送方法に係る運賃及び保険料の額による。なお、上記により算出することが困難な場合で、輸入者が、輸入申告実績に基づき通常要すると認められる運賃及び保険料の額として税関長が公示する額を当該輸入貨物に係る運賃及び保険料として納税申告を行うときは、これを認めて差し支えないこととする（令<u>第1条の13</u>第2項第6号に該当する貨物を除く。）。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 法第4条の6第1項及び令<u>第1条の13</u>第2項第7号に規定する「無償」とは、輸入貨物の輸出国における積出しの際の価格が無償の場合をいう。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 令<u>第1条の13</u>第2項第1号に規定する「本邦に住所を有する者」とは、個人のみをいい、法人は含まない。</p> <p>(6) 令<u>第1条の13</u>第2項第2号に規定する「ニュース写真、ニュースフィルム又はニューステープ」とは、一般的日刊新聞を発行する新聞社、当該新聞社にニュースを提供する通信社、映画会社又は放送局が一般的日刊新聞へのニュースの掲載用、ニュース映画の上映用又はラジオ若しくはテレビジョンの放送用に供するために輸入するものに限るものとし、ニューステープには録音したもののが録画したものも含む。</p> <p>(7) 令<u>第1条の13</u>第2項第2号に規定する「時事に関する記事を掲載する一般的日刊新聞」とは、内外の政治、経済、文化、社会等一般のニュースを総合して報道することを目的とする日刊新聞をいう。</p> <p>(8) 令<u>第1条の13</u>第2項第2号に規定する「新聞の紙型」は、一般的日刊</p>	<p>として、船舶による通常の運賃及び保険料によって処理して差し支えないが、この場合においては、航空機への積込地までの陸路の運賃及び保険料と通常の船積港までの陸路の運賃及び保険料との差額の加算又は減算を必要とする場合があるので留意する（例えば、アメリカ中央部から直接本邦まで空路運送された場合には、アメリカ大陸内の陸路による運賃及び保険料とアメリカの船積港から本邦までの海路運賃及び保険料との合計額となる。）。航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料は、運賃率表及び保険料率表等の資料により輸入貨物に係る単位当たりの当該運賃及び保険料を求め、これに基づいて算出する。ただし、令<u>第1条の12</u>第2項第6号に該当する貨物については、当該貨物を運送するために当初手配されていた運送方法に係る運賃及び保険料の額による。なお、上記により算出することが困難な場合で、輸入者が、輸入申告実績に基づき通常要すると認められる運賃及び保険料の額として税関長が公示する額を当該輸入貨物に係る運賃及び保険料として納税申告を行うときは、これを認めて差し支えないこととする（令<u>第1条の12</u>第2項第6号に該当する貨物を除く。）。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 法第4条の6第1項及び令<u>第1条の12</u>第2項第7号に規定する「無償」とは、輸入貨物の輸出国における積出しの際の価格が無償の場合をいう。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 令<u>第1条の12</u>第2項第1号に規定する「本邦に住所を有する者」とは、個人のみをいい、法人は含まない。</p> <p>(6) 令<u>第1条の12</u>第2項第2号に規定する「ニュース写真、ニュースフィルム又はニューステープ」とは、一般的日刊新聞を発行する新聞社、当該新聞社にニュースを提供する通信社、映画会社又は放送局が一般的日刊新聞へのニュースの掲載用、ニュース映画の上映用又はラジオ若しくはテレビジョンの放送用に供するために輸入するものに限るものとし、ニューステープには録音したもののが録画したものも含む。</p> <p>(7) 令<u>第1条の12</u>第2項第2号に規定する「時事に関する記事を掲載する一般的日刊新聞」とは、内外の政治、経済、文化、社会等一般のニュースを総合して報道することを目的とする日刊新聞をいう。</p> <p>(8) 令<u>第1条の12</u>第2項第2号に規定する「新聞の紙型」は、一般的日刊</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>新聞の紙型に限らない。</p> <p>(9) 令第1条の13第2項第3号に規定する「航空機用品」には、航空機上において使用される物品のほか、航空機の発着に伴い使用される旅客の乗降用、貨物の積卸用又は航空機の運航準備作業若しくは地上誘導用の機器類及びこれらの部分品を含む。</p> <p>(10) 令第1条の13第2項第3号に規定する「航空機整備用品」とは、航空機を整備するために用いる物品であって、航空機の修繕のために使用される補修材料並びに航空機部分品の取替え、試験、補修等に使用される工具類、機器類及びこれらの部分品をいう。</p> <p>(11) 令第1条の13第2項第3号に規定する「事務用品」とは、本邦において航空運送事業を営む者がその事業を運営するために行う事務に使用するタイプライター、帳簿書式類その他これらに類する物品をいう。</p> <p>(12) 令第1条の13第2項第6号に規定する「輸入者」は、当該輸入貨物の輸入者と買手が異なる場合には、当該買手を含む。</p> <p>(13) 令第1条の13第2項第6号に規定する「その輸入者以外の者が運送方法の変更に伴う費用を負担する」とは、航空運賃の全額又はその船運賃との差額を輸出者、船会社等輸入者以外の者が負担することをいう。</p> <p>(14) 令第1条の13第2項第7号に規定する「修繕又は取替えのため」の物品とは、修繕材料、修理用品、取替用品（全部取替えのための物品を含む。）のほか、修理用具、取替用具を含む。</p> <p><u>(課税価格の計算に用いる資料等)</u></p> <p><u>4の8-1 法第4条の8の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1) 「計算の基礎となる額その他の事項」とは、法第4条から第4条の7までの規定を適用して課税価格を計算するにあたって、適用条項に規定する価格、手数料、利潤及び一般経費、費用等の額その他取引に関する事情等をいう。</p> <p>(2) 「合理的な根拠を示す資料」とは、客観的な資料であって、適用条項において輸入貨物の課税価格の計算の基礎となる額、当該額を構成する要素に係る額、これらの額の算定方法その他取引に関する事情等の真実性及び正確性を示すものをいう。</p> <p>(3) 「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定されたもの」</p>	<p>新聞の紙型に限らない。</p> <p>(9) 令第1条の12第2項第3号に規定する「航空機用品」には、航空機上において使用される物品のほか、航空機の発着に伴い使用される旅客の乗降用、貨物の積卸用又は航空機の運航準備作業若しくは地上誘導用の機器類及びこれらの部分品を含む。</p> <p>(10) 令第1条の12第2項第3号に規定する「航空機整備用品」とは、航空機を整備するために用いる物品であって、航空機の修繕のために使用される補修材料並びに航空機部分品の取替え、試験、補修等に使用される工具類、機器類及びこれらの部分品をいう。</p> <p>(11) 令第1条の12第2項第3号に規定する「事務用品」とは、本邦において航空運送事業を営む者がその事業を運営するために行う事務に使用するタイプライター、帳簿書式類その他これらに類する物品をいう。</p> <p>(12) 令第1条の12第2項第6号に規定する「輸入者」は、当該輸入貨物の輸入者と買手が異なる場合には、当該買手を含む。</p> <p>(13) 令第1条の12第2項第6号に規定する「その輸入者以外の者が運送方法の変更に伴う費用を負担する」とは、航空運賃の全額又はその船運賃との差額を輸出者、船会社等輸入者以外の者が負担することをいう。</p> <p>(14) 令第1条の12第2項第7号に規定する「修繕又は取替えのため」の物品とは、修繕材料、修理用品、取替用品（全部取替えのための物品を含む。）のほか、修理用具、取替用具を含む。</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とは、適用条項に規定する「計算の基礎となる額その他の事項」に関する国（又は地域）において、当該事項に係る産業において相当の期間にわたり広く慣例的に行われている会計の処理に関する具体的な基準及び処理方法に従って算定されたものをいう。</p> <p>例えば、法第4条第1項第3号ロに規定する工具等であつて本邦において生産されたものに要する費用の額又は法第4条の3第1項第1号に規定する「通常の利潤及び一般経費」の額については、本邦において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定し、法第4条の3第2項に規定する「通常の利潤及び一般経費」の額については、輸入貨物の生産国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定するものとする。</p> <p>(4) 輸入貨物の課税価格の計算の適正性を確認するために必要と認めるとときは、法令の規定に基づき、適用条項に規定する「当該計算の基礎となる額その他の事項」について「合理的な根拠を示す資料」を提出するよう輸入者に求めるものとする。この場合において、当該輸入者から当該「合理的な根拠を示す資料」が提出されないときは、当該適用条項（令第1条の12第2号を除く。）により課税価格を計算することができない場合に該当することとなる。</p> <p>なお、「合理的な根拠を示す資料」が提出されないことにより、当該適用条項により課税価格を計算することができないと判断される場合には、当該判断及びその理由を当該輸入者に対して説明するものとする。</p>	
第9節 無条件免税	第9節 無条件免税
<p>(注文の取集めのための見本の無条件免税)</p> <p>14-9 法第14条第6号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 令第13条の3に規定する「課税価格の総額」とは、注文取集めのための見本のみの1申告の課税価格（従量税品については、法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格をいう（令第1条の2第3号）。）の合計額をいう。この場合における1申告とは、1荷受人が1荷送人から輸入する貨物に係る1申告をいい、仕入書を分割して2申告以</p>	<p>(注文の取集めのための見本の無条件免税)</p> <p>14-9 法第14条第6号《注文の取集めのための見本の無条件免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 令第13条の3《著しく価額の低い見本の指定》に規定する「課税価格の総額」とは、注文取集めのための見本のみの1申告の課税価格（従量税品については、法第4条から第4条の8まで《課税価格の計算方法》の規定に準じて算出した価格をいう（令第1条の2第3号）。）の合計額をいう。この場合における1申告とは、1荷受人が1荷送人から輸入</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>上としたものについては、1申告とみなす。 なお、課税価格の総額が5,000円を超えるものについては、令第13条の3の規定の適用はなく、全体に対して課税することになるから、留意する。</p> <p>(5) 令第13条の3各号に掲げる物品の取扱いについては、次による。 イ及びロ (省略) ハ 第2号に規定する「1個の課税価格が1,000円以下の物品」とは、従量税品の場合には、法第4条から<u>第4条の9</u>までの規定に基づいて算出した価格が1,000円以下の物品をいう（令第1条の2第3号）ことに留意する。 ニ (省略)</p> <p>(再輸入する容器の無条件免税)</p> <p>14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1)～(4) (省略) (5) 再輸入する容器に詰められた貨物の課税価格は、当該再輸入する容器を含む貨物全体について法第4条から<u>第4条の9</u>までの規定に基づいて算出した課税価格から当該再輸入する容器の課税価格を控除した価格とする。 (6)～(9) (省略)</p> <p>(少額貨物の無条件免税)</p> <p>14-21 法第14条第18号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1)及び(2) (省略) (3) 従量税品に係る「課税価格」とは、法第4条から<u>第4条の9</u>までの規定に基づいて算出した価格をいうものとする。 (4)及び(5) (省略)</p> <p>第11節 外国で採捕された水産物等の減税又は免税</p>	<p>する貨物に係る1申告をいい、仕入書を分割して2申告以上としたものについては、1申告とみなす。 なお、課税価格の総額が5,000円を超えるものについては、令第13条の3の規定の適用はなく、全体に対して課税することになるから、留意する。</p> <p>(5) 令第13条の3各号に掲げる物品の取扱いについては、次による。 イ及びロ (同左) ハ 第2号に規定する「1個の課税価格が1,000円以下の物品」とは、従量税品の場合には、法第4条から<u>第4条の8</u>までの規定に基づいて算出した価格が1,000円以下の物品をいう（令第1条の2第3号）ことに留意する。 ニ (同左)</p> <p>(再輸入する容器の無条件免税)</p> <p>14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1)～(4) (同左) (5) 再輸入する容器に詰められた貨物の課税価格は、当該再輸入する容器を含む貨物全体について法第4条から<u>第4条の8</u>までの規定に基づいて算出した課税価格から当該再輸入する容器の課税価格を控除した価格とする。 (6)～(9) (同左)</p> <p>(少額貨物の無条件免税)</p> <p>14-21 法第14条第18号《少額貨物の無条件免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1)及び(2) (同左) (3) 従量税品に係る「課税価格」とは、法第4条から<u>第4条の8</u>までの規定に基づいて算出した価格をいうものとする。 (4)及び(5) (同左)</p> <p>第11節 外国で採捕された水産物等の減税又は免税</p>

## 新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(外国で採捕された水産物の加工製品の減税)</p> <p>14 の 3-2 法第 14 条の 3 第 2 項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (省略)</p> <p>(3) 規則第 4 条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 同条の規定による承認の申請は、「水産物加工製品についての承認申請書」(T-1190) 2通(原本、承認書用)を、原則として加工又は製造前に、当該承認申請に係る水産物加工製品の輸入地を所轄する税関官署に提出することを求め、承認したときは、うち 1 通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(4) 令第 16 条の 7 第 2 項の規定による関税の減税額の算定は、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 従価税品に該当する水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額は、当該加工又は製造前の水産物について法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に基づき算出した価格に当該水産物の関税率を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、この場合において、加工又は製造に水産物以外の従価税品に該当する外国貨物が使用されているときにおける「水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額」は、使用前の当該外国貨物について法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に基づき算出した価格に当該外国貨物の関税率を乗じて得た使用前の当該外国貨物の関税の額を含めた額とする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(5) 本項の規定により減税扱いを受けようとするときは、輸入申告の際に次の書類を提出することを求めるものとする。</p> <p>イ 上記(3)(ロ)による水産物加工製品についての承認書</p> <p>ロ～ニ (省略)</p>	<p>(外国で採捕された水産物の加工製品の減税)</p> <p>14 の 3-2 法第 14 条の 3 第 2 項《水産物加工製品の減税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (同左)</p> <p>(3) 規則第 4 条《水産物加工製品の指定》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 同条に規定する税関長の承認の申請は、「水産物加工製品についての承認申請書」(T-1190) 2通(原本、承認書用)を、原則として加工又は製造前に、当該承認申請に係る水産物加工製品の輸入地を所轄する税関官署に提出することにより行わせ、承認したときは、うち 1 通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(4) 令第 16 条の 7 第 2 項《水産物加工製品の減税額》の規定による関税の減税額の算定は、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 従価税品に該当する水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額は、当該加工又は製造前の水産物について法第 4 条から第 4 条の 8 まで《課税價格の計算方法》の規定に基づき算出した価格に当該水産物の関税率を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、この場合において、加工又は製造に水産物以外の従価税品に該当する外国貨物が使用されているときにおける「水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額」は、使用前の当該外国貨物について法第 4 条から第 4 条の 8 までの規定に基づき算出した価格に当該外国貨物の関税率を乗じて得た使用前の当該外国貨物の関税の額を含めた額とする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(5) 本項の規定により減税扱いを受けようとするときは、輸入申告の際に次の書類を提出させるものとする。</p> <p>イ 上記(4)の(ロ)による水産物加工製品についての承認書</p> <p>ロ～ニ (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>(学術研究又は教育のための寄贈物品の特定用途免税)</p> <p>15-2 法第15条第1項第2号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「学術研究又は教育のため寄贈された物品」とは、学術研究又は教育に直接使用するため寄贈された物品をいい、その換価代金を<u>もって</u>学術研究又は教育に充てる物品は含まない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 令第20条第1項に規定する書面は「標本・学術研究用品・寄贈物品等免税明細書」(T-1220)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税率法基本通達7-4参照))を、同条第2項に規定する「当該物品の寄贈の事実を証する書類」とともに輸入(納税)申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用の処理については、前記15-1(14)の規定に準ずる。</p> <p>(博覧会等において使用される物品の特定用途免税)</p> <p>15-7 法第15条第1項第5号の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 令第21条の2第1項に規定する書面は、「博覧会等における使用物品免税明細書」(T-1240)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税率法基本通達7-4参照))を輸入(納税)申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用の処理については、前記15-1(14)の規定に準ずる。</p> <p>(5) 同号のロの適用を受ける物品については、閉会後(又は提供後)速やかに(当該物品が特例申告貨物であり、かつ、特例申告前に当該博覧会等が閉会し又は当該物品を提供したときは、特例申告時に)会期中の総使用数量を適宜の様式による書面による報告を求める。</p>	<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>(学術研究又は教育のための寄贈物品の特定用途免税)</p> <p>15-2 法第15条第1項第2号《学術研究又は教育のための寄贈物品の特定用途免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「学術研究又は教育のため寄贈された物品」とは、学術研究又は教育に直接使用するため寄贈された物品をいい、その換価代金を<u>もって</u>学術研究又は教育に充てる物品は含まない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 令第20条第1項《寄贈物品の免税の手続》に規定する書面は「標本・学術研究用品・寄贈物品等免税明細書」(T-1220)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税率法基本通達7-4参照))を、同条第2項《寄贈の事実を証する書類等の添付》に規定する「当該物品の寄贈の事実を証する書類」とともに輸入(納税)申告書に添付して提出せざる。この場合において、事後確認用の処理については、前記15-1の(12)の規定に準ずる。</p> <p>(博覧会等において使用される物品の特定用途免税)</p> <p>15-7 法第15条第1項第5号の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(4) 令第21条の2第1項に規定する書面は、「博覧会等における使用物品免税明細書」(T-1240)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税率法基本通達7-4参照))を輸入(納税)申告書に添付して提出せざる。この場合において、事後確認用の処理については、前記15-1の(12)の規定に準ずる。</p> <p>(5) 同号のロの適用を受ける物品については、閉会後(又は提供後)速やかに(当該物品が特例申告貨物であり、かつ、特例申告前に当該博覧会等が閉会し又は当該物品を提供したときは、特例申告時に)会期中の総使用数量を適宜の様式による書面により税關長に報告させる。</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(航空機の発着等に使用する機械等の特定用途免税)</p> <p>15-8 法第15条第1項第8号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具」とは、航空機それ自身の出発若しくは着陸又は航行を安全にする機械及び器具をいう。<u>したがって、旅客の乗降を安全にする機械及び器具、航空機の着陸後の誘導機器及び貨物の計量、移動、又は積卸用の車両その他の機器等は含まれない。</u>ただし、航空機、航空機用発動機及び航空機用計器を試験する試験器で、航空機の発着又は航行の安全を期するため、その発進前において使用する必要があるものは、含まれる。なお、予備部品、附属品、消耗品等の取扱いについては、前記15-1の(5)に規定するところに準ずる。</p> <p>(2) 規則第6条第13号に規定する「本邦において製作することが困難」の意義については、前記15-1の(6)(ホを除く。)と同様とする。</p> <p>(3) 規則第6条の2に規定する申請書は、「国産困難等の確認申請書」(T-1250)とし、2通(原本、確認書用)<u>の提出を求める</u>。</p> <p>(4) 規則第6条の2の確認の申請手続を行うに当たっては、<u>一の輸入契約に係る物品であれば、数回にわたって輸入が予定される場合であっても一の申請</u>により申請させて差し支えない。また、申請書は、申請に係る物品の使用者のほか、使用者から申請に係る物品の輸入の委託を受けた者<u>であっても差し支えない</u>。</p> <p>(5) 規則第6条第13号に規定する税関長の確認(一部確認の場合を含む。)は、「国産困難等の確認書」(T-1260)に上記(3)の申請書(確認書用)を添付して申請者に交付することにより行う。この場合において、同号の規定により税関長が定める期間は、原則として承認の日から1年以内とする。</p> <p>なお、申請に対して<u>確認しなかった</u>場合には、適宜の様式による「不確認通知書」に申請書(確認書用)を添付して、申請者に交付する。</p>	<p>(航空機の発着等に使用する機械等の特定用途免税)</p> <p>15-8 法第15条第1項第8号《<u>航空機の発着等に使用する機械等の特定用途免税</u>》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具」とは、航空機それ自身の出発若しくは着陸又は航行を安全にする機械及び器具をいう。<u>したがって、旅客の乗降を安全にする機械及び器具、航空機の着陸後の誘導機器及び貨物の計量、移動、又は積卸用の車両その他の機器等は含まれない。</u>ただし、航空機、航空機用発動機及び航空機用計器を試験する試験器で、航空機の発着又は航行の安全を期するため、その発進前において使用する必要があるものは、含まれる。なお、予備部品、附属品、消耗品等の取扱いについては、前記15-1の(5)に規定するところに準ずる。</p> <p>(2) 規則第6条第13号《<u>特定用途免税の対象となる航空機の発着等を安全にする新規発明品等</u>》に規定する「本邦において製作することが困難」の意義については、前記15-1の(6)(ホを除く。)と同様とする。</p> <p>(3) 規則第6条の2《<u>航空機の発着等を安全にする新規発明品等の免税の確認申請手続</u>》に規定する申請書は、「国産困難等の確認申請書」(T-1250)とし、2通(原本、確認書用)<u>を提出させる</u>。</p> <p>(4) 規則第6条の2の確認の申請手続を行うに当たっては、<u>1輸入契約に係る物品であれば、数回にわたって輸入が予定される場合であっても1申請</u>により申請させて差し支えない。また、申請書は、申請に係る物品の使用者のほか、使用者から申請に係る物品の輸入の委託を受けた者<u>であっても差し支えない</u>。</p> <p>(5) 規則第6条第13号に規定する税関長の確認(一部確認の場合を含む。)は、「国産困難等の確認書」(T-1260)に上記(3)の申請書(確認書用)を添付して申請者に交付することにより行う。この場合において、同号の規定により税関長が定める期間は、原則として承認の日から1年以内とする。</p> <p>なお、申請に対して<u>確認しなかった</u>場合には、適宜の様式による「不確認通知書」に申請書(確認書用)を添付して、申請者に交付する。</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(6) 規則第6条の2に規定する確認の申請手続があつた場合においては、前記15-1の(6)なお書の規定に準じて処理する。	(6) 規則第6条の2に規定する確認の申請手続があつた場合においては、前記15-1の(6)なお書の規定に準じて処理する。
(7) (省略)	(7) (同左)
(8) 令第24条規定する書面は、「機械類等免税明細書」(T-1270)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を輸入(納税)申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用の処理については、前記15-1(14)の規定に準ずる。 なお、規則第6条第13号に規定する確認を受けた物品については、上記(5)の確認書の提示を求めるものとする。	(8) 令第24条《航空機の発着等を安全にする免税機械等の免税の手続》に規定する書面は、「機械類等免税明細書」(T-1270)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を輸入(納税)申告書に添付して提出させる。この場合において、事後確認用の処理については、前記15-1の(12)の規定に準ずる。 なお、規則第6条第13号に規定する確認を受けた物品については、上記(5)の確認書を提示させることを要する(規則第6条の3)ので、留意する。
(9) 令第24条第2項に規定する「物品を使用する者」とは、当該物品の最終使用者のほか、当該物品を装備(設置)し、又は装備(設置)するために製作する者であつても差し支えない。	(9) 令第24条第2項《航空機の発着等を安全にする免税機械等の輸入申告者》に規定する「物品を使用する者」とは、当該物品の最終使用者のほか、当該物品を装備(設置)し、又は装備(設置)するために製作する者であつても差し支えない。
(引越の際の自動車等の特定用途免税)	
15-9 法第15条第1項第9号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。	15-9 法第15条第1項第9号《引越の際の自動車、船舶、航空機等の特定用途免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。
(1) 「本邦に住所を移転する」の意義については、前記14-13(1)と同様とする。	(1) 「本邦に住所を移転する」の意義については、前記14-13(引越荷物の無条件免税)の(1)と同様とする。
(2) 「その家族」とは、原則として、配偶者及び入国者の2親等以内の親族で、入国者と住所及び生計を同じくする者をいう。したがって、入国者がこれらの者に免税された自動車等を譲渡する場合には用途外使用としては取り扱わない。	(2) 「その家族」とは、原則として、配偶者及び入国者の2親等以内の親族で、入国者と住所及び生計を同じくする者をいう。したがって、入国者がこれらの者に免税された自動車等を譲渡する場合には用途外使用としては取り扱わない。
また、「個人的な使用」とは、所有者個人又はその家族若しくはこれらの者の個人用品を運搬するために使用することをいう。したがって、例えば個人タクシーの営業者が使用する営業用自動車等専ら他人又は他人の用品の運搬をその目的とするような場合には、個人的な使用には含まれない。	また、「個人的な使用」とは、所有者個人又はその家族若しくはこれらの者の個人用品を運搬するために使用することをいう。したがって、例えば個人タクシーの営業者が使用する営業用自動車等専ら他人又は他人の用品の運搬をその目的とするような場合には、個人的な使用には含まれない。
(3) (省略)	(3) (同左)

## 新旧対照表

## 【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(4) 自動車について、入国前に入国者又はその家族（入国者に随伴して入国する者に限る。次の(5)において同じ。）が既に使用したものであるかどうかの認定は、当該自動車の外国における登録書又は登録機関が発行した所有権証書によるほか、当該自動車の保険証書、購入時の領収書又は納税証明書等によつても差し支えない。 なお、認定に <u>当たつては</u> 、必要に応じ当該自動車の使用状況について、走行メーター等を確認する等により補完するものとする。	(4) 自動車について、入国前に入国者又はその家族（入国者に随伴して入国する者に限る。次の(5)において同じ。）が既に使用したものであるかどうかの認定は、当該自動車の外国における登録書又は登録機関が発行した所有権証書によるほか、当該自動車の保険証書、購入時の領収書又は納税証明書等によつても差し支えない。 なお、認定に <u>当たつては</u> 、必要に応じ当該自動車の使用状況について、走行メーター等を確認する等により補完するものとする。
(5) 船舶又は航空機について、入国前1年以上入国者又はその家族が使用したものであるかどうかの認定は、当該船舶又は航空機の外国における登録証又は登録機関が発行した所有権証書等の公的書類によつて行う。 なお、次のいずれかに該当する場合において、本人の所有を証明する登録証が提出され、かつ、輸入後も引き続き本人名義で登録されるものであることが確実であると認められるときは、入国前の本人名義による登録期間が1年に満たない場合 <u>であつても</u> 、1年以上使用したものと認定して差し支えない。 イ (省略) ロ 最初は会社等の名義 <u>であったが</u> 、その期間においても本人の専用に供せられていたと認められ、その期間と本人名義で使用した期間を通算すれば1年以上使用したことになる場合 なお、この場合における使用期間の算定、入国者又はその家族が使用することとなつた日から起算して本邦に入国した日までとする。	(5) 船舶又は航空機について、入国前1年以上入国者又はその家族が使用したものであるかどうかの認定は、当該船舶又は航空機の外国における登録証又は登録機関が発行した所有権証書等の公的書類によつて行う。 なお、次のいずれかに該当する場合において、本人の所有を証明する登録証が提出され、かつ、輸入後も引き続き本人名義で登録されるものであることが確実であると認められるときは、入国前の本人名義による登録期間が1年に満たない場合 <u>であつても</u> 、1年以上使用したものと認定して差し支えない。 イ (同左) ロ 最初は会社等の名義 <u>であったが</u> 、その期間においても本人の専用に供せられていたと認められ、その期間と本人名義で使用した期間を通算すれば1年以上使用したことになる場合 なお、この場合における使用期間の算定、入国者又はその家族が使用することとなつた日から起算して本邦に入国した日までとする。
(6) 令第25条に規定する申請書は、「自動車等の引越荷物免税申請書」(T-1280)とし、3通（原本、承認書用、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））に次に掲げる書類を添付して <u>提出を求め</u> 、承認したときは、1通（承認書用）に承認印を押なつして申請書に交付する。この場合において、事後確認用の処理については、前記 <u>15-1(14)</u> の規定に準ずる。 イ～ハ (省略)  (条約の規定による特定用途免税) 15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いにつ	(6) 令第25条《自動車等の引越荷物の免税の手続》に規定する申請書は、「自動車等の引越荷物免税申請書」(T-1280)とし、3通（原本、承認書用、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））に次に掲げる書類を添付して <u>提出させ</u> 、承認したときは、1通（承認書用）に承認印を押なつして申請書に交付する。この場合において、事後確認用の処理については、前記 <u>15-1(12)</u> の規定に準ずる。 イ～ハ (同左)  (条約の規定による特定用途免税) 15-10 法第15条第1項第10号《条約の規定による特定用途免税》の規定

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いては次による。</p> <p>(1) 令第25条の2に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 同条第2号に規定する「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（第25条の4において「原子力事故等の援助条約」という。）第8条3(a)の規定に該当する貨物」とは、権限のある当局から要請を受けた援助提供者が援助のために要請国に持ち込んだ機材及び財産をいう。援助提供者が所有権を有していないもの（例えば、借上げ）<u>であっても</u>、援助用に使用されるものであればよい。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号及び第3号に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」(T-1270)とし、また、同条第2号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して<u>提出すること</u>を求める。この場合において事後確認用の処理については、前記<u>15-1(14)</u>の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合<u>であって</u>、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税關長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 法第15条第1項第10号の規定による免税の対象となる航空機については、完成品として輸入される場合のほか一契約のものであればその構成部分品（予備部分品を除く。）が分割輸入される場合<u>であっても</u>一括して当該航空機として取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、この場合には、前着の構成部分品については、関税法第73条第1項に規定する承認を受けて引き取らせ、分割輸入における最終の輸入の際に一括して免税扱いとするものとする。</p> <p>(4) 令第25条の3第1項に規定する「関税の免税を受けようとする者」</p>	<p>に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) 令第25条の2 <u>《条約の規定による特定用途免税貨物の指定》</u>に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 同条第2号に規定する「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（第25条の4において「原子力事故等の援助条約」という。）第8条3(a)の規定に該当する貨物」とは、権限のある当局から要請を受けた援助提供者が援助のために要請国に持ち込んだ機材及び財産をいう。援助提供者が所有権を有していないもの（例えば、借上げ）<u>であっても</u>、援助用に使用されるものであればよい。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) 令第25条の3第1項 <u>《条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手続》</u>に規定するもののうち令第25条の2第1号及び第3号に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」(T-1270)とし、また、同条第2号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して<u>提出させる</u>。この場合において事後確認用の処理については、前記<u>15-1(12)</u>の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合<u>であって</u>、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税關長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 法第15条第1項第10号 <u>《条約の規定による特定用途免税》</u>の規定による免税の対象となる航空機については、完成品として輸入される場合のほか一契約のものであればその構成部分品（予備部分品を除く。）が分割輸入される場合<u>であっても</u>一括して当該航空機として取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、この場合には、前着の構成部分品については、関税法第73条第1項 <u>《輸入の許可前における貨物の引取》</u>に規定する承認を受けて引き取らせ、分割輸入における最終の輸入の際に一括して免税扱いとするものとする。</p> <p>(4) 令第25条の3第1項 <u>《条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手続》</u></p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>及び同条第2項に規定する「当該貨物を使用する者」とは、航空機の運航者が航空機又はその部分品を輸入する場合には、当該運航者をいい、航空機又はその部分品の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造（以下本項において「製造等」という。）を行う者が航空機又はその部分品の製造等をし運航者に引き渡すために部分品を輸入する場合には、当該製造等を行う者をいう。</p> <p>また、前記(1)にいう「権限のある当局」とは外務省、経済産業省、内閣府及び資源エネルギー庁をいう。</p> <p>なお、国に災害対策本部等が設置された場合には、これを「権限のある当局」とみなす。</p> <p>(5) 令第25条の4の規定により備え付けるべき帳簿（以下本項において「法定帳簿」という。）は、「減免税物品に関する帳簿」（P-1000）の様式によるものとし、その記載については、次による。</p> <p>なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）に定められた方法によるものとする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 部分品を製造する製造工場から下請加工のため当該部品を下請工場に一時払い出す場合においては、下請工場においては法定帳簿の備付けを要しないが、当該製造工場においてその受払いを明確に<u>記載することを求める</u>ものとする。</p> <p>ハ 部分品の払出しから最終加工、組立てまでを当該部分品を輸入した航空機製造業者の工場内で行う場合に<u>あっては</u>、法定帳簿の記帳は部分品をその蔵置場所から加工又は組立てのため作業現場に払い出したときまでとし、それ以後の加工工程等の記帳は会社帳簿等によることとして差し支えない。</p>	<p><u>手続</u>に規定する「関税の免税を受けようとする者」及び同条第2項《輸入申告者の限定》に規定する「当該貨物を使用する者」とは、航空機の運航者が航空機又はその部分品を輸入する場合には、当該運航者をいい、航空機又はその部分品の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造（以下本項において「製造等」という。）を行う者が航空機又はその部分品の製造等をし運航者に引き渡すために部分品を輸入する場合には、当該製造等を行う者をいう。</p> <p>また、前記(1)にいう「権限のある当局」とは外務省、経済産業省、内閣府及び資源エネルギー庁をいう。</p> <p>なお、国に災害対策本部等が設置された場合には、これを「権限のある当局」とみなす。</p> <p>(5) 令第25条の4《帳簿等の備付け》の規定により備え付けるべき帳簿（以下本項において「法定帳簿」という。）は、「減免税物品に関する帳簿」（P-1000）の様式によるものとし、その記載については、次による。</p> <p>なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）に定められた方法によるものとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 部分品を製造する製造工場から下請加工のため当該部品を下請工場に一時払い出す場合においては、下請工場においては法定帳簿の備付けを要しないが、当該製造工場においてその受払いを明確に<u>記載させる</u>ものとする。</p> <p>ハ 部分品の払出しから最終加工、組立てまでを当該部分品を輸入した航空機製造業者の工場内で行う場合に<u>あっては</u>、法定帳簿の記帳は部分品をその蔵置場所から加工又は組立てのため作業現場に払い出したときまでとし、それ以後の加工工程等の記帳は会社帳簿等によることとして差し支えない。</p>